

# 所轄庁担当者研修会説明資料

令和6年度所轄庁による点検調査から浮かび上がった課題  
～近年の高等学校通信教育規程の改正に着目して～

NPO法人全国通信制高等学校評価機構  
事務局長 時乗 洋昭

2024年12月2日

## 本日の内容

- 1 高等学校通信教育規程第四条関連について  
（主に通信教育実施計画）
- 2 高等学校通信教育規程第五条関連について  
（主に教員数）
- 3 高等学校通信教育規程第十条の二関連について  
（主に通信教育連携協力施設の施設・設備）
- 4 その他
  - ① 所轄庁間の連携について
  - ② 自己点検チェックシートについて
  - ③ 学校医関連の職務執行について

- 改正高等学校通信教育規程が令和4年12月28日に公布され、令和5年4月1日より施行された。
- 第5条第1項の規定にかかる経過措置期間は令和7年3月31日で終わる。

## 高等学校通信教育規程第四条の三

(通信教育実施計画の作成等)

### 第四条の三

実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画（第十四条第一項第二号において「通信教育実施計画」という。）を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

一 通信教育を実施する科目等（学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の名称及び目標に関すること。

二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。

三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。

点検調査での現状は。。。

年間指導計画やシラバス、生徒向けの学習の手引きなど従来あるもので代用しているという説明が多かった。

令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」では、

「その教育課程の編成・実施の適正化を図る観点から、高等学校通信教育の特性等に鑑みて、添削指導及び面接指導の年間計画やそれらの実施予定内容、多様なメディアを利用した指導等の実施方法やその報告課題の作成方法等の基本的な実施計画、試験の日程、学習成果の評価方法や評価基準等を記載した体系的な計画として、「通信教育実施計画」（仮称）を策定し、あらかじめ、生徒や保護者に対して明示することが適当である。」

ネットで検索してみると。。。

すでに実施に向けて動き出しているところもある。

ぜひ、生徒へのわかりやすさといった観点に加え、添削指導・面接指導・試験・多様なメディアを利用した指導等とを相互に関連付けて、それぞれの意義及び役割が的確に発揮されるためにも、体系的な計画として、実施校、面接指導等実施施設ごとに『通信教育実施計画』を作成し公表する。ということを進めていただきたい。



通信教育実施計画を見れば教育活動の全般が把握できることから、質の確保・向上を進めるうえで有益なツールとなる  
(面接指導等実施施設が行っている教育活動を認可都道府県以外の所轄庁も確認できる)

## 高等学校通信教育規程第五条

### (教諭の数等)

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数

(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、**特別の事情があり**、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、**教育上必要と認められる場合は**、他の学校の教員等と兼ねることができる。

## 公布通知の留意事項

(1) 規程第5条第2項において、「前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。」と規定しているが、学校では教育をつかさどる職員として**教諭を置くことが原則**であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること。

(2) 同条第3項において、「実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。」と規定しているが、学校では教育をつかさどる職員として**教諭を専任で置くことが原則**であり、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。

教員の数については

留意事項を踏まえれば、

- ① 地域的な事情で専任を雇用することが難しい
- ② 開講科目や単位数の状況で年間を通して教諭の担当時間が少ない
- ③ 特色ある学校設定科目を開講するために地域の人材を活用する

などの特別な事情を除いて、**教諭を専任で配置する、ことになる**

点検調査での現状は。。。

ほとんどの学校が、講師や連携協力施設の職員を数に入れて80人に1人をクリアしていると説明している状況であり、例外を除いて教諭を専任で配置するというコンセンサスが庁内で出来ていない所轄庁もあった

令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」では、

「これは**必要最低の基準**であって、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、15歳から18歳の生徒が増えるなど若年化している学校にあっては、決して生徒数80人当たり教諭等1人で十分ということではないということと、専門・支援スタッフとの連携が重要であるということである。通信制高等学校においては、生徒数40人当たり教諭等1人以上とされている**全日制・定時制以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくことが重要である**」

ぜひ、生徒一人一人に寄り添いながら伴走して支援を行う体制を整えるという観点から、令和7年度からの本格実施に向けて、必要最低限の基準である生徒80人に専任教諭1人を確保する。ということを進めていただきたい。



専任教諭を増やすことで、通信教育連携協力施設へのガバナンスが向上し、いわゆる「丸投げ状態を」止めることができる。

## 高等学校通信教育規程第十条の二

(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)

第十条の二 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、**面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるもの**でなければならない。

2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

3 実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、**当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする**。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。

十条の二第一項は、面接指導等実施施設においても、本校と同様の教育活動ができることを求めている。

点検調査での現状は。。。

一部、体育実技は近くの公共施設を借りて行うという学校もあったが、**体育の実技は原則行わない、理科の実験は行わない、**と言いつ切る学校があるなど、**体育の実技や理科、家庭科での実験、実習への対応が不十分であった。**

### 《方策案》

面接指導等実施施設では、現実的に体育の実技や理科、家庭で実験、実習を他の施設を借りて行うことになると思うが、**いつ・どこで・どのようなことを行うのかを通信教育実施計画に明記し生徒に示す**ことで、実施校（本校）と同様の教育課活動を担保することができると思う。このような意味においても通信教育実施計画を作成するよう、指導を行ってほしい。

## その他

- ① 所轄庁間の連携について  
他の都道府県が行う域内の連携協力施設への点検調査に同行を希望する所轄庁が出てきた。
  
- ② **自己点検チェックシートについて**  
令和4年8月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」で、関係法令・ガイドラインで定める内容を実施できているか確認するためのツールとして学校が活用し、所轄庁による点検調査の円滑化を図り、質保証を進めると記載されたことを受け、文部科学省が作成し、今年度点検調査で試行実施を複数の所轄庁で行った他、**所轄庁が定期的に実施している監査においても活用を試みる例**（例えば山形県）が出てきた。  
⇒ 他の所轄庁や教育委員会もぜひ活用してほしい。（問い合わせは時乗（[h.tokinori@tsushin-hyoka.org](mailto:h.tokinori@tsushin-hyoka.org)）まで）

## その他

- ③ 学校医関連の職務執行について  
通信制高等学校（特に広域）では、実施が無理、そもそも必要ない、  
といった誤った認識のもと職務記録が残されていなかったり、委嘱す  
らされていないというケースが散見された。広域を含み通信制高等学  
校においても、**在籍している全生徒に対して学校として責任をもって、  
学校保健安全法施行規則第四章 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の職務執行の準則のとおり**の職務を行い、職務記録を残すよう指導し  
てほしい。  
⇒ 行っていないければ**法令違反**という認識を持つべきである。